## 山形県スキー連盟表彰規程

昭和61年10月制定平成13年11月改定

(根 拠)

第1条 山形県スキー連盟の行事遂行、または県スキー界に貢献した個人並びに団体を表彰すること を目的とする。

(表彰の種類)

- 第2条 表彰は次の三種類のいずれかによってこれをおこなう。
  - 1 表 彰 状
  - 2 賞 状
  - 3 感謝状

## (表彰状授与の選定基準)

- 第3条 本連盟の会員および加盟団体が、次の各号の一つに該当するときは、表彰状を授与して、 これを表彰することができる。
  - 1 本連盟に加盟してから満30年を経過した団体で、スキーの健全な普及発展のための行事を継続していること。
  - 2 多年にわたり(15年以上)本連盟の役員として職務に精励したもの。但し、満年齢40歳以上の者を原則とする。
  - 3 会員としてのたゆまない努力により、他のおよばない顕著な業績を上げた者。
  - 4 スキー技術、または本連盟の業務改善のため、極めて有効な提案がなされ、実施され、 効果を上げることができた者。
  - 5 本連盟または、その他加盟団体の行事遂行上、天災その他非常事態に際して重大な事故 発生の未然防止など、特殊の功績、もしくは善行があり、他の模範として推奨すべき者。

(賞状授与の選定基準)

- 第4条 本連盟の関係する競技会または選考会に参加し、優秀な成績をおさめ、次の各号の一つに 該当するときは賞状を授与してこれを表彰することができる。
  - 1 山形県スキー選手権大会の各競技種目の入賞者。
  - 2 前項の外、各種競技会等において、特に優秀な成績をおさめた者。

(感謝状授与の選定基準)

第5条 部外者、または部外団体が本連盟の行事に著しく貢献したときは、感謝状を授与してこれを 表彰することができる。

(副 賞)

- 第6条 表彰をおこなうにあたって、副賞を授与することができる。
- 2 前項に定める副賞は、その都度理事会にはかり決定する。

(表彰の申請)

- 第7条 1 加盟団体長は、個人並びに団体が、本規程第3条、もしくは第5条に定めた基準に該当すると認めたときは、その理由を明示して表彰を申請することができる。
  - 2 理事会及び各ブロック代表者は前項にならい候補者を推薦することができる。

(表彰の決定)

第8条 表彰の決定は前条の申請にもとづき、理事会において審議の上決定する。

(表彰の時期)

第9条 表彰の時期は、原則として定期評議員会とする。特別の事情ある時は、理事会において 決定する。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は理事会の議決による。